

令和8年度第1回地域安全まちづくり審議会 議事録

1 日 時 令和8年7月23日（木）10:00～11:30

2 場 所 兵庫県庁第3号館7階中会議室

3 出席者

委 員：道谷会長、石田委員、梅田委員、大谷委員、梶木委員、佐々木委員、
田中委員、中玉利委員、馬場委員、森委員、米田委員、渡辺委員

事務局：田中県民生活部長、喜多県民生活部次長、
坂上特殊詐欺対策・くらし安全課長 等

4 内 容

（1）会長・会長代理選出

道谷委員を会長、馬場委員を会長代理として選出

（2）会議の公開・非公開

原則公開の扱いとすることで決定

（3）諮問事項「兵庫県犯罪被害者等支援計画」の改定

事務局から、当計画改定の概要と進め方、現行計画の概要等を報告した後、本諮問について説明

（委員）

犯罪被害者支援というと本来は殺人事件の御遺族や性犯罪被害者があたると思うが、財産犯はどうか。特に詐欺がこの頃増えているが、一度、特殊詐欺の被害者になると何度も狙われる、というのがよくあるパターンとしてある。そういった財産被害は、犯罪被害者支援の条例の範疇とするのか、地域安全まちづくり条例の範疇とするのか。

（事務局）

たしかに特殊詐欺は全国的にすごく増えているが、財産被害に対する直接的な支援は全国的にもなかなかない。当課は「特殊詐欺対策・くらし安全課」という肩書きであるが、本県では昨年、特殊詐欺対策を専門とする課が立ち上がり、県警では昔から取り組んでいるが、行政部門でも何かできることがないかということで、県庁においても取り組んでいるところである。本県の方針としては、特殊詐欺被害は、被害を抑える取組、他人事ではなく自分事にしてもらおう取組に尽きると考える。この点については第7期地域安全まちづくり計画の目標に位置付け、様々な啓発活動・周知を進めている。

（委員）

4 ページの「重点的に取り組む項目」の「イ 精神的・身体的被害の回復・防止への取組」について、精神的な被害はなかなか表に出てこないものであるが、これに対しては被害者からの申し出により支援を行うのか、あるいはプッシュ型というか、犯罪に遭われた方は基本的に全員、精神的な回復に向けた何らかの支援が受けられるのか。

(事務局)

基本的には、窓口で相談があった方について、ケースに応じてカウンセラー等の支援者につなぐことを目標としている。特に性犯罪については医療機関で把握するケースも多いことから、産婦人科や小児科など色々な部門の医師が集まるような医療機関との連携会議を立ち上げ、そういった会議の場で相談窓口の周知を依頼している。プッシュ型というよりは、相談窓口を通じて必要な方を支援につないでいる。

(委員)

精神的な被害は、重症化するまで本人も自覚がない場合があり、申し出がないと何も対応されないということにならないよう、初めに何らかの形でプッシュ型の支援を設けるような工夫がほしい。

(事務局)

犯罪被害者支援の条例検証委員会において、トラウマ・インフォームドケアについての言及があった。国の動向も見ながら、何ができるか検討する必要があると認識している。

(委員)

上郡町でも平成 29 年に「上郡町犯罪被害者等支援条例」を制定し、支援金等についても定めているが実績が全くない。その背景には、上郡町のような中山間地域の小さい町では住民同士の顔が見えやすいということがあり、犯罪に遭われて支援を求めようと思ってもなかなか難しい。そうした内容についても、今後の計画の中で議論してもらいたい。

(委員)

たしかに都心部であればお隣の顔が見えないが、人口の少ない周縁部になると、お隣同士よく分かっているため手を挙げにくいのだと思われる。

資料中、県見舞金の令和 7 年度支給実績について遺族見舞金が 4 件、重傷病見舞金が 29 件とあるが、もう少し具体的にどういう案件なのか教えてほしい。

(事務局)

遺族見舞金は殺人事件であるが、重傷病見舞金は、知らない人に暴行を受けたケー

ス、隣人トラブルが発展して傷害に至ったケース、通り魔的な犯行によりケガを負ったケース、また性被害により精神疾患を負って全治1か月以上の診断が出たケースなど様々である。

（事務局）

補足であるが、各市町にも見舞金制度があり県と市町の併給が可能となっている。

また、6ページに「(2) 支援調整会議の開催」として掲載しているが、犯罪被害に遭われた方の情報が上がってきた際に、ひょうご被害者支援センター、県、県警が中心となって市町と連携しながら支援を行うような会議体を設けている。この体制における窓口は支援センターが行うため、市町に相談しづらい事例であってもフォローできる仕組みとなっている。

（委員）

支援ノートについて。被害者の方にとって、全体としてどのような制度があるのかが概括的に分かって、とてもよくできていると思うが、最近利用される方の多い心情等聴取・伝達制度など、「この制度について知りたい・相談したい」という場合の問い合わせ先について、どこかに記載されているのか。

（事務局）

各制度については最後の第3章にまとめており、制度ごとの問い合わせ先として電話番号等を掲載している。

このノートのいいところは、バインダー型になっており加除がしやすい点で、新たな制度ができたときに、新たに作り直すことなくページを追加することができる。

これからも色々な意見をいただきながら改善していきたい。

（委員）

たとえば、支援ノートの23ページに刑事手続きの流れについて掲載されているが、大学でも半年ほどかけて授業を行うような内容で、パッと見ただけでは分かりづらい。説明用の動画を作成して、QRコードを読み取ると動画が見られるようにするといいいのではないか。今時ということであれば動画作成がいいかもしれない。

（委員）

専門用語が羅列してあるが、一般の方はたとえば逮捕と勾留の違いが分からない。各用語についての一行解説のようなものがどこかにあれば、より分かりやすくなる。

（委員）

問い合わせ先について、気軽に電話できるよう書き方を工夫すべきである。心情等聴取・伝達をはじめとする各制度も、まずは法テラス等の専用ダイヤルに電話して、

詳しい説明を受けてから制度を利用した方がいいと思われる。

（事務局）

問い合わせ先については、各機関にチェックを依頼した上で作成している。今後、警察庁においても被害者手帳の作成が予定されており、その動向も見ながら改訂していきたい。

（委員）

犯罪被害者の方にヒアリングをしたことがあるが、各機関にダイレクトに相談するよりも、関連する色々な不安をまとめて話したいと思われるようだ。それを踏まえると、まずはどんな内容でも総合的に受け付けるような窓口があり、その後に知りたい内容にアクセスできるという二次的なステップを踏むと、相談のしやすさ、アクセスのしやすさにつながるのではないか。

（委員）

これだけ色々な窓口があると、どこに電話をかければいいのか分からない。たとえば、犯罪被害全般に関する窓口として「兵庫県犯罪被害者等総合相談窓口」とあるが、ここにまずかけてください、というような案内をするのがベストである。被害者の方も、自分がどういった支援を受けたいのかが分からない場合がある。いきなり問い合わせ先の一覧を見て電話をかけるのは、ハードルが高いだろう。

（委員）

子どもが被害に遭ったとき、特に性被害に遭ってしまったときはどのように対応すればいいのか。盗撮をはじめ、性犯罪は学校の中や学童で行われていたりする。子ども同士の性被害もある。

（事務局）

まずは被害が潜在化しないようにすることだと思う。今年初めて、教員を対象とした犯罪被害者支援に関する研修を実施した。学校関係者に向けた啓発については今後広めていきたい。

（委員）

少し大人に向けた仕様になっているように感じた。また、外国人に向けた翻訳版はあるのか。

（事務局）

翻訳版については、現状はない。

性被害に関して言えば、今年から LINE 相談窓口を本格的に運用している。性被害

に遭われた方は電話で話すことが難しいが、LINE であれば相談しやすい。また小学校高学年くらいの子であれば、自分で QR コードを読み取ってアクセスできるので、この相談窓口について養護教諭の研修の場などで周知を依頼しているところである。

(委員)

普通、被害に遭われた方はネットで情報を調べると思うが、今の時代、ネット検索をすると AI の回答に誘導される。うまく総合的な相談窓口につながればいいのだが、AI による回答をチェックしながら進めていかないといけない。

(事務局)

相談用の AI チャットボットを作るという手もあるが、間違ったことを答える可能性がある。AI にどう向き合うかというのは非常に難しい問題で、今後も気を付けていきたい。

(委員)

色々な意見が出たのでこれから検討いただき、本審議会 2 回目でもしっかりと審議したい。

(4) 報告事項「第 7 期地域安全まちづくり推進計画」の進捗状況

事務局から、当計画で位置付けている 4 つの目標及び 3 つの行動の活動指標の進捗状況について報告

(委員)

特殊詐欺について補足であるが、特殊詐欺と SNS 型投資・ロマンス詐欺は同じ非対面型の詐欺で、本来分けることに違和感がある。元々、特殊詐欺を 1 つのカテゴリとして統計を取っていたところ、3 年前に SNS 型投資・ロマンス詐欺について統計を取ったところ特殊詐欺よりも被害額が多かった。現在も SNS 型投資・ロマンス詐欺の方が被害額は多いが、兵庫県においても、特殊詐欺と SNS 型投資・ロマンス詐欺とを一体のものとして対策してもらいたい。

また、6 ページに刑法犯認知件数の推移があるが、平成 14 年のピーク時よりも現在の方が財産犯の被害額がかなり多い。これも詐欺被害が増えているからであるが、最も犯罪情勢が深刻であった時代に比べても、財産犯に限って言えば事態は深刻化している。

加えて、闇バイトに関して、今年の国会で犯罪収益移転防止法が改正されて、大きく 2 つ内容がある。1 つは「おとり口座」という仕組みを作ったこと。警察が架空名義の口座を作り、それをトクリュウに利用させることで、口座の動きが分かり、詐欺に引っかかった方からの入金があれば口座を凍結してしまう。もう 1 つは、送金バイトを犯罪化したことである。自分の名前で口座を作って誰かに渡す行為は今でも犯罪

であるが、詐欺被害者から自分名義の口座に振り込まれたお金を指定された口座に送金するという送金バイトが犯罪化された。

あとは、外国、特に東南アジアへ渡航させられる事案であるが、引っかかる方がかなり多く、各大学からも指導をしてもらいたいような状況である。

以上の点について工夫をお願いしたい。

（事務局）

今年度から警察庁において犯罪手口の種別が統合され、特殊詐欺の中に SNS 型投資・ロマンス詐欺が含まれるようになった。また、ニセ警察詐欺が増えていることから、オレオレ詐欺などからニセ警察詐欺だけを抽出して1つの区分ができている。次回以降は、これらの変更を反映した上でグラフ等を作成したい。

闇バイトの関係では、われわれの想像のつかないような色々な手法が増えている。少年鑑別所での講義のほか、各高等学校や児童・生徒が集まるような施設において、ゲームで闇バイトを学べるような体験型授業を開催している。

（委員）

10 ページの固定電話の外付け録音装置であるが、実際に成果が出ているということで良い取組だと思う。ただ、実際難しいとは思いますが、それによって特殊詐欺が防止できたかどうかを検証するのであれば、たとえば犯罪学の研究方法では、申し込みのあった方に付けてもらうのではなく、地区を選んで無作為に付けてもらう。その結果、付けた世帯と付けていない世帯で犯罪被害が減ったかどうかを比べるというのが学問的・科学的な方法といえる。特殊詐欺の認知件数が令和7年で約2,000件とあるが、そもそもこの被害を14,000台で捉えられるのか。10万台程度を無作為に配布して、付けた世帯と付けていない世帯とを比べる、という方法を参考までに提案したい。

もう一点、AI が電話の内容を聞いて詐欺かどうかを判定するようなサービスがそろそろ登場するのではないか。詐欺電話だと分かれば警察に自動で通報してくれればいい。特殊詐欺の電話のサンプルを集めて AI に学習させるような研究を、どこかでやっているのかもしれない。

（事務局）

外付け録音装置は、去年は約7,000台配布して一定の効果が得られたので、今年は倍の14,000台を配布しているところである。効果検証の方法については、また今後アンケートを取る予定である。

AI による詐欺電話の判別については、実は本県でも進めている。産業労働部において「ひょうご TECH イノベーション」という、行政とベンチャー企業とをマッチングして課題解決するという事業があり、昨年、当課が手を挙げて、東京の ToI Nexus というベンチャー企業と協力して、スマホにかかってくる詐欺電話を判別できないかという実証実験を行った。一番ネックになっているのが、サードパーティーがスマホの

会話内容を解析しようとする、直接アプリで取り込むことはできず、外付けマイクを付けないといけないという点である。そのマイクを開発して、詐欺電話を検知すると警告を出してくれるところまではいっている。ただそれを商品化するまでに形状の問題や金額の問題があり、今年は各講習会等で参加者に試してもらってデータを取っているところである。

(委員)

警視庁が「デジポリス」という防犯アプリを提供しており、外国からかかってきた電話は自動的にブロックするというような機能がある。参考にしてもらえたら。

(事務局)

トレンドマイクロ社とNTTタウンページ社の2社が提供しているアプリで、国際電話をブロックしたり、犯罪に使われた電話番号からかかってきたら警告を出したりするようなものがあり、警視庁推奨アプリとされている。固定電話対策は外付け録音装置、スマホ対策は警視庁推奨アプリに関する啓発活動を進めているところである。

(委員)

警察官のなりすましが増えているということだが、実際の訪問もあると聞いている。訪問があると、カメラ付きのインターホンを通じて、警察官が来たと信じてしまって強盗につながるというような事案を聞いたことがある。

(事務局)

特殊詐欺で言うところのニセ警察詐欺は、ほとんどがスマホに電話がかかってきてLINEに誘導して、LINE通話等で逮捕状や警察手帳を見せて、信じ込ませて最後にお金を振り込ませるという手法が多い。ここで特殊詐欺として計上されているのは、ほとんどが電話を通じた被害ではないかと思う。

(委員)

いわゆる闇バイト強盗であるが、理由はよく分からないがもっぱら東日本、関東地方が中心である。彼らの持っているデータがそうなっているのかもしれないが、それに関して言えば、警察官を装って押し入ってくるというのはあまり聞いたことがない。あとは、事前に下見行為をする場合が多いので、その兆候を把握した際はすぐ警察が動くように、という方針に今はなっているようである。

警察官を騙るような強盗が増えれば、自分が本物の警察官であることを示す方法を警察の側も考え直す必要がある。今のところは、警察官騙りはサイバー空間における犯罪に終始していると思われる。

(委員)

刑事訴訟法の改正により、令状請求等がオンライン化されることになり、今後は警察官がタブレットで逮捕状を示すような形になる。裁判所から送られてきてそのまま提示することができ、今は紙を取りに行かないといけませんがその時間差がなくなる。そうしたことが刑事訴訟法上はできるようになっているので、本物の警察官かどうかを確認する方法を警察で考えてもらわないといけない。

(委員)

18 ページの子どもの携帯電話のフィルタリング利用率について、「不便さ等を理由に保護者が設定を解除している」とあるが、この「不便さ」とはどういうものなのか。どういう形で対応をしているのか、実情を教えてください。

(幹事)

子どもが親に「LINE のこの機能は使いたい」といったことを言った場合に、実際はその機能だけを使えるようにすることができるのだと思うが、親も面倒になって全てフィルタリングを解除してしまうとか、子どもの方が賢くて親の携帯を操作して勝手に解除してしまうことがあると聞いている。

現状、対策としてはフィルタリングの重要性を啓発するぐらいしかできていない。

(委員)

不便さの理由や背景までは調査できていないということかと思われる。啓発だけではなく、フィルタリングの不便さに対して個別具体に対応することはできないのか。

子どもの SNS 規制は外国ではかなり広がってきており、携帯やスマホアプリの使い方については、実情をある程度フォローしておくことが大切だろう。これから SNS 規制の議論があった際に、兵庫県においても考慮する材料になると思われる。

(委員)

19 ページの少年院・少年鑑別所における闇バイト等防止啓発であるが、一度は犯罪をしてしまった方の再犯防止ということだと思うが、普通の中高生が巻き込まれて加害者になってしまうこともあると思う。中学や高校での啓発活動は何か行っているか。

(事務局)

少年鑑別所での講義のほか、県内の中学や高校を訪問して、スマホを操作しながら闇バイトに加担していく経過を体験できるようなゲームを使った体験型授業を開催しており、今年度も何回か予定している。予算的な制約もあり全校ではできないので、会場となる学校の近隣の先生にも参加してもらって、持ち帰って活用いただくような案内をしている。

(委員)

子どもと関わる機会があり、LINE や SNS 等のツールを通して、特殊詐欺もそうであるが、パパ活の情報が流れてくると聞いた。そういったものに対する防止策を取っているのであれば教えてもらいたい。

また、固定電話の外付け録音装置は65歳以上の高齢者には有効な手段だと思うが、最近は高齢者だけでなく若い世代でも特殊詐欺の被害が増えているという話がある。若い世代の被害を防ぐためには、SNS 等を通じて入ってくるものをどう防ぐかという話になる。あまりにやりすぎるとプライバシーの侵害や、通信の秘密の侵害にもつながるが、現状の取組としては、アプリを任意で導入した方について効果があるものに限られるのか。

(事務局)

特殊詐欺について現在開発しているのは、マイク兼 AI 機能の入った外付けのデバイスをスマホに差し込んで通話すると、マイクが音を拾ってAIが会話内容を解析し、詐欺と判定されれば振動と音で警告が出るというもので、デバイスを購入した方に効果があるものである。

それ以外では、警視庁推奨アプリのインストールについて啓発を行っている。

(事務局)

パパ活自体に対する対策ではないが、青少年本部で小中高生を対象にネット依存度やネットの利用状況に関するアンケートを毎年取っている。ネット上で知り合った人とリアルで会ったことがあるかというような項目もあり、「一度はある」「少しはある」「何度もある」という回答が小学4年生ぐらいでも出てきて、中学生や高校生になるにしたがってパーセンテージは上がってくる。県の取組としては、家庭内で話し合っ
てネットとの付き合い方についてルールを作ろうという運動を提唱しているのと、今年からは、高校生を中心にネットトラブルに関する出前講座を実施している。こういった取組に加え、保護者への何らかの対応も必要なのではないかと考えているところである。

(委員)

フィルタリングの話にしても、契約時は設定しているが、その後も保護者が定期的にチェックしているかというのと、やってない方が多い。家庭内での意識の向上が重要だと思う。

(委員)

県においては、意見を踏まえ、活動指標の進捗状況にも留意しながら、引き続き地域における安全の確保に取り組まれない。

(終了)